

(理由) 字句ヲ修正シテ本會資産ノ区介、内容ヲ明確ニシ以テ保管運用ヲ円滑ナラシムル爲ナリ

(2) 第六條、第八條、第十條、第十三條、第十三條、第十九條、第三十一條、第三十三條中ノ「常務理事」トアルヲ「会長」ニ改ム

(理由) 法人組織其他ノ団体ニ於テ「常務理事」ナル役員ハ其ノ代表者ナル場合ト然カラザル場合アリテ本會ニ於テモ種々混同スル虞ホアリ依テ之ヲ「会長」トシテ一見代表者タルコトヲ明瞭ナラシムル爲ナリ

◎ 第八條 本會ノ正會員ヲラント欲スルモ、ハ海抜資格受有者、無線電信通信従事者資格状ヲ有スル者及其、他ノ高級船員ニシテ第九條ノ出資ヲナン且常務理事ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

(3) 第八條中「無線電信通信従事者資格状ヲ有スル者」トアルヲ「無線通信士」ニ改ム、本條末尾ニ「但シ本會職員ハ正會員タルコトヲ得」ノ一項ヲ加フ

(理由) 無線通信士ト改メタルハ無線電信規則中其名稱ガ改正サレタルニ依リ「本會職員ハ正會員タルコトヲ得」ノ一項ヲ設ケタルハ公務ノ性質上且他諸団体モ從業ハ全額會員又ハ組合員タルコトヲ得ル實情ニ鑑ミ在職中ニ限り加盟ヲ可能ナラシム以テ充分其機能を發揮セシメント欲スルニ外ナラス

◎ 第十三條 定期總會ハ毎年一月之ヲ開キ臨時總會ハ理事反評議員會ニ於テ必要ト認メタル

時又ハ會員十分ノ一以上ヨリ會議ノ日附タル事項ヲ示レ請求アリタル時常務理事之ヲ召集スルモノトス

(4) 第十三條中「理事」トアルヲ「理事會」ニ改ム

(理由) 現行規定ニテハ臨時總會ノ招集請求ハ一人ノ理事ニモ権能ヲ與ラレ居ルカ會務ノ発展ニ伴レ一層之ヲ慎重ニ取扱ハンガ爲メ理事會トナシタルナリ

◎ 第十四條

一、總會ノ招集ハ少クとも會日ヨリ三十日前ニ會議ノ目的タル事項ヲ示シ各會員ニ通知ヲ發スルコトヲ得ス

二、總會ハ會員ノ表決數十分ノ一以上ニ達シ且出席會員五十名以上アルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

三、總會ノ議決ハ可否ノ多數ニ依リ之ヲ定ム可否同數ナルトキハ議長ノ裁決ニ依リ

四、定款、章程ハ總會員ノ六分ノ一以上出席シ(此ノ場合ニ於テハ書面又ハ代理表決書ハ出席者ト看做ス)其ノ出席員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ議決スルコトヲ得ス

五、基本財産其他貴重ナル財産ノ處分ニ関スル事項ハ總會員ノ三分ノ一以上出席シ(此ノ場合ニ於テハ書面又ハ代理表決書ヲ出席者ト看做ス但シ規程、出席者一百名以上アルコトヲ要ス)其ノ出席員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ議決スルコトヲ得ス